

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月21日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 委員	1 番	鎌田 秀久	君
	3 番	田中 武浩	君
	4 番	渡邊 みな子	君
	5 番	白川 満秀	君
	6 番	岩川 原造	君
	7 番	大角 利夫	君
	8 番	安藤 清浩	君
	9 番	日高 清明	君
	12 番	牧 優作郎	君
	13 番	岩川 孝行	君
	14 番	亀割 義一	君
	15 番	備 邦雄	君
	16 番	平田 耕作	君
	17 番	西橋 豊啓	君
	18 番	神宮司 守昭	君
	19 番	中島 則雄	君
	20 番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	2 番	牧 潤三	君
	10 番	笹原 綾乃	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画について
- 議案第3号 非農地証明願いについて
- 議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について
- 議案第5号 下限面積(別段面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
会長

みなさんおはようございます。

4月1日の人事異動で農業委員会事務局長が変わっておりますので、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

(前局長挨拶)

(新局長挨拶)

事務局長

改めまして、みなさんおはようございます。

欠席者の連絡をいたします。笹原委員と牧潤三委員が私用で欠席でございます。西橋委員は公用で遅れての出席ということでございます。

ただ今より平成28年度第1回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は4番委員の渡邊みな子委員にお願い致します。

憲章朗唱(4番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

この1週間、熊本地震の情報に耳を傾けて見守っている方も多いんじゃないかと思っております。被害にあわれた方々には心からお見舞いを申し上げます。

私ども農業委員会も4月1日から新しい農業委員会法の下での活動が、既に始まっております。

人的な問題については、何度か話しておりますように来年の7月19日まで在任することが認められておりますが、私たち農業委員を選んだ有権者の権利を保全するという観点からこうなっております。

新しい制度の下では農地利用の適正化という事が公務の中で義務化されておりますので、これまで以上に担い手への集積ということに取り組んでいただくということが必要になってくるということでございます。

本日の議案は非常にわかりにくいものもございます。ご質問やご意見をどんどん出して頂いて、知識を深めていただければと思っております。よろしくお願いします。

それでは本日の会議録署名委員を6番委員、7番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号1番・2番は関連がございますので一括で説明をさせていただきます。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん([]歳)、譲渡人[]さん([]歳)。土地の所在：[]。地目：畑。面積：3,924㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ヤマモが1月から2月、たんかんが1月から12月、モリンガが7月から12月、パパイヤが9月から1月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者

事務局長	の状況といたしまして、経営面積は0、申請人の経験年数：8年、農機具等の保有状況：刈払機・2、耕運機・1、管理機・1です。 周辺地域との関係につきまして『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況について『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。 整理番号2番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権設定。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：6,441㎡。3筆とも農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号1番と同じですので省略させていただきます。貸借期間：平成28年5月1日から平成38年4月30日までの10年間です。
会長	整理番号1番・2番について、担当委員からご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	譲渡人は旦那さんが亡くなって十数年経ちます。息子さんもおられるんですが、勤めておりますので管理はされておられません。整理番号1番の土地は耕作放棄地になっております。譲受人は頑張るということでしたので、畑にしてくれるだろうと思っております。整理番号2番ですがミカンの木より雑木が高くなっている状態です。一時期人に貸して耕作されていたんですが、今は耕作放棄地です。貸借期間は10年ですので頑張って畑に戻すというお話でしたので、地域としては大変ありがたいと思っていますところです。頑張ってくださいと思います。以上です。
会長	整理番号1番・2番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり） ご意見無ければ整理番号1番、2番は許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番・2番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号3番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、3,476㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況：経営面積は0、申請人の経験年数：8年、妻：3年。農機具等の保有状況：耕運機・1、軽トラック・1。噴霧器・1をリース予定です。 周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 今回の申請は新規就農するものであり、申請地はタンカンが管理されていること、また申請人の経験年数、機械の保有状況、営農計画をみても特に問題もみられないことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会長	整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は旦那さんと専業でミカンを作っております。当初の話では、
のミカン園を売りたいという話だったんですが、手術をしたり年齢的に
も2人でするにはしんどくなってきたという事で、
の息子さんも
帰ってくる予定もないということですし売れる時に売って、農地を縮小
していきたいということです。

譲受人にはお会いしたことがございませんので、会長のほうから補足
をお願いしたいと思います。

会長

譲受人は
に住んでおりまして
に勤めております。一
部
に田んぼを借りて、米をつくっておるんですが面積を満たさない
ために正式な契約は結ばれておりません
の仕事を通じて
このお話が出てきたんだと思います。農業の知識は十分持っていると思
えられますので、問題ないと思います。

整理番号3番についてご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号3番は許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号4番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：
譲受人
さん（
歳）、譲渡人
さん（
歳）。土地の所在：
、他4筆。地
目：畑。5筆の合計面積：5,410㎡。すべて農用区域内です。利用状
況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツと果樹が1月から12月。事
由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況：所有面積が
㎡。経
験年数：申請人・2年、義兄・3年。農機具等の保有状況：トラクター・
2、刈払機・2、耕運機・1、芋植機・1です。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』という事です。
地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』
という事です。

今回の申請は申請地を取得し規模拡大を図るものです。譲受人は昨年
新規就農したばかりで経験年数は浅いですが、機械の保有状況や営農計
画をみても特に問題も見られないことから農地法第3条第2項の各号
に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上
です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

これは
さんの担当なんですが、欠席の為私から説明をさせていただきます。

は昨年の10月にガジュツを作るということで農地を取得して
おります。今回は果樹ということです。私どもの集落営農グループにも
入ってくれておりますし、頑張っております。非常に期待しているところ
ですが、近々結婚をして
の方に住むということです。地元と
しては大変なんですが、問題は無いと考えております。 以上です。

会長

整理番号4番につきまして皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号4番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は許可することに決定いたします。

会長	続きまして整理番号5番・6番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号5番・6番は関連がございますので一括で説明させていただきます。 整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、242㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜とビワが1月から12月。事由：新規就農。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、所有面積が■■■■㎡。経験年数：申請人が15年、妻が15年。農機具等の保有状況：刈払機・1、噴霧器・2、耕運機・2です。 周辺地域との関係につきましては『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 整理番号6番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、566㎡。利用状況：畑。以下は整理番号5番と同じですので省略させていただきます。貸借期間：平成28年5月1日から平成29年4月30日までの1年間です。 譲受人は今まで3,000㎡に満たない面積で耕作しておりましたが、今回の申請で3,000㎡を超えますので新規就農をするものです。申請人の経験年数、機械の保有状況、営農計画をみましても特に問題もみられないことから、農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	整理番号5番・6番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	16ページの航空写真をお願いします。■■■■を50mほど過ぎましたカーブのところにあります。貸人の奥さんと兄弟になります。■■■さんは■■■におられるようでお会いしておりませんが、奥さんと一緒にされるようです。以上です。
会長	整理番号5番・6番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
○番（農業委員）	所有地の■■■■㎡は■■■ですか。
事務局	■■■に■■■■㎡■■■に■■■㎡です。
○番（農業委員）	■■■に8畝程の農地を買ったり貸借したりで新規就農と言えるのか、疑問です。
会長	そこらは担当委員さんもこのあとどうするのかと気になっている感じなんですけど、3条許可をうけますとすぐには他の目的に使えないという規制はかかります。
○番（農業委員）	貸借期間が1年ですけど、1年したら返すんですか。
会長	規定の中に何年以上というのがございませんで、「貸借期間が1年だから認められない。」ということにできません。 当然、耕作するということの申請ですので半年以内には実行してもらわないとまずいというふうには思っております。

会長	他にご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり) 整理番号5番・6番について許可することにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号5番・6番について許可することに決定いたします。 続きまして17ページです。議案第2号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第2号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん([]歳)、譲渡人[]さん([]歳)。土地の所在：[]。現況地目：畑。面積：2,581㎡。農用地区域内。作物：たんかん。移転時期：平成28年5月15日。対価：[]円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：バレイショ・ぼんかん・たんかん。経営面積：所有面積が25,978㎡、借地が12,829㎡、合計38,807㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、トラクター・1、SS・1、パワーショベル・1、草払機・2、オレンジキーパー・1、選果機・1、梱包機・1、肥料散布機・1です。 譲受人は大規模な農業経営をされている認定農業者の後継者でもありますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。以上です。
会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番(農業委員)	譲渡人は高齢でして旦那さんも数年前に亡くなっておりますので、畑には出ておりません。果樹園や畑も所有しておりますが、人に貸しております。申請人と譲渡人の旦那さんが兄弟です。譲受人はタンカンをたくさん持っておられる方です。機械もたくさん持っております。 場所ですがスプリンクラーも設置されておりますし、管理されております。荒れる前に契約されて非常に良かったと思っております。
会長	整理番号1番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。 (「異議ありません。」の声あり) 整理番号1番について計画を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号1番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして20ページです。議案第3号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第3号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。 整理番号1番。申請人：[]さん([]歳)。土地の所在：[]、畑、1,589㎡。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『高齢により耕作できなくなり、山林化してしまった。』ということです。 申請地は雑木が生い茂っており、申請人も高齢であります。農作業をすることが困難であり、農地として復元するにも多大な費用と労力を要すること等を考えると非農地とみてやむを得ないと思われれます。
会長	整理番号1番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）	22 ページの航空写真をお願いします。[] から上って 1 番上の山の中です。現状については 23 ページの現地写真のように雑木が生い茂っています。事務局からの説明にもありましたように高齢でありますし、子供たちも帰ってこないということで、やむを得ないと思っております。 以上です。
会長	整理番号 1 番について皆さん方からご意見ございませんか。
○番（農 業 委 員）	[] さんは島外から来まして [] に土地を買って、長年農業をされてきました。現状と [] さんの年齢を考えると、私は異議はありません。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 1 番について、非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 1 番は非農地として認めることに決定いたします。 続きまして整理番号 2 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 2 番。申請人：安房 最上 法子さん（52 歳）。土地の所在：[]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積が 5,139 m²。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『耕作するつもりで取得をしたが思っていたよりも土地の状態が悪く、また仕事が忙しくなり耕作する時間が無くなってしまい放置をしてしまった。』ということです。 申請地は [] から南西に 700m 程の位置に所在し、[] については山林の様子を呈しており、農地に復元することは非常に困難な状態だと思われるので非農地とみてやむを得ないと思われます。 [] については、住宅・倉庫が建っておりました。現地調査後、詳細を調べた結果、転用申請済であることがわかりましたので状況証明願いを提出してもらい、地目の変更をしてもらうこととなります。 以上です。
会長	整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	25 ページの航空写真でわかりますように [] の先になります。現地は山になっております。[] さんを 2 回ほど尋ねましたが、留守で話を聞けておりませんが、今から伐採をするのも不可能だと思います。
会長	この倉庫が建っている場所は調査書では非農地として認めないと判断をしていたんですが、10 年以上前に転用申請が出されたところだと判明しましたので、現況証明願いで対応するということです。 10 年を超えますと県にも書類は残っていないんですが、たまたま事務局に残っていた資料から転用許可を受けた場所であることがわかりましたので、申請人にこのような方法で取扱いたいということを説明しております。 整理番号 2 番について、皆さん方からご質問等いかがでしょう。
○番（農 業 委 員）	この倉庫と建物は現在使用されているんですか。
○番（農 業 委 員）	いえ。今は使われておりません。
会長	他にございませんか。 （「ありません。」の声あり）

会長

それでは整理番号2番の [REDACTED]、4,742 m²について、非農地と認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号2番、[REDACTED]は非農地としては認めることに決定いたします。

続きまして、27 ページです。議案第4号。農業委員会の適正な事務実施について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第4号。農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙のとおり「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成したので内容を協議のうえ議決を求める。

事前にお目通しいただいていると思いますので、詳細は省かせていただきます。ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

会長

要所だけ説明をしてまいりたいと思います。

29 ページ。案件については委員会で審議し許可、不許可を1件ごと審議しているという現状を記載しております。

31 ページ。その他の法令事務ですが、利用状況調査あるいは経営基盤による所有権移転あるいは賃貸借。これらも農業委員さんから意見をいただいて議案ごとに審議をしているということを全て公表しています。ということです。

32 ページ。地域の農業者さんからの意見というのは具体的に出てきてはおりませんが、今後は農業者の皆さんと農業委員の皆さんの意見交換などを計画していく必要があると思っております。

33 ページ。農地を守るために農地パトロールを実施しているということで評価をしております。遊休農地面積が260ha。非農地と判断したところは外してあるんですが、手を入れれば使えそうだというのが遊休農地としてカウントされております。

35 ページ。担い手に農地を集積しているんですが、まだまだそれぞれの地域の担い手が十分居るという状況になっていないため、有効利用が図れないという事態もあるということでございます。

管内の農地面積が1,728haですが、もともと屋久島町は口永良部も含めまして約2,600ha強ございましたが、非農地調査をすることでこれだけ減っております。

これまでの集積面積としましては315ha。屋久島町の基本構想目標35%にまだまだ及ばないところです。

国は80%まで持っていこうとしているんですが、鹿児島県は相続未登記が非常に多いという事で、50%くらいまで。その一環として相続未登記の農地の納税者なり、1人の人が管理をしている実態があるんで鹿児島県から国への要望として、今は相続人の過半の同意があれば5年間の賃貸借の契約ができることになっておりますが、それを相続人の一人からでも貸借ができるようにしてほしいという要望をしているところでございます。

それから担い手への集積の実態、27年度をみますと、10haを予定したんですが29haという実績が出ておりまして、この部分は目標設定が低かったと言われれば、そういうことになるかもしれませんがこのような達成になっております。

皆さん方が気づいた点などございませんか。

(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご意見なければ、この点検・評価(案)についてこのように決定してよろしいでしょうか。

会長

(「はい。」の声あり)

それではこのように決定いたします。

続きまして 37 ページ。平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてですが、冒頭にもお話ししましたが私ども農業委員の任期が来年の 7 月 19 日までということで、37 ページの中ほどに示してございます。これまで農業委員会の定数条例とかを町、当局などと意見交換いたしまして私の希望で法定の範囲内 14 名を確保したいということです。今年度中にそこら辺を詰めていきたいと思っております。

それから 39 ページの中ごろです。平成 28 年度の目標及び活動計画ということで、暑い中ですが利用状況調査を 7 月から 8 月と早めております。これは国の方向でございまして、早めにやっていただいて 10 月、11 月には遊休農地について意向調査をする。そのあと「自分で耕作する。」と回答した方について 6 か月後には実際にやっているかどうかの判定をしますので、次の利用状況調査をしたときに、解消したのかしていないのか判断ができる。という仕組みです。

これを続けていって、もし「自分で耕作する。」と言っていたところが手をつけられていないという農地が出てきますと、国が示しております固定資産税を 1.8 倍引き上げますよ。ということになっていきます。

中間管理機構に預けますという回答をした方については農業委員会の方で機構と協議することになりますが、面積の小さなところや離れているところなどは、なかなか借り手が見つかりませんので、そういうところは 3 年預かったら戻ってきます。戻ってきた農地は非農地調査の対象にすることになります。非農地にならなくても、戻ってきた農地に対しては固定資産税 1.8 倍の対象からも外れることになります。

自分で耕作する場合、あるいは自分で借り人を探すとされた方については、皆さん方から説明をしてあげないと、固定資産税が上がってしまうということになります。上がってしまったから「どういふことだ。」と矢面に立たされるのは農業委員です。

しかし国の言い分は、農地そのものの評価を本来の評価の 55%にしています。それは食糧生産という目的に使うという事で安くしているわけですから、目的を果たしていないから評価をもとに戻します。ということのようです。

○番(農業委員)

今現在の中間管理事業の借手・貸手は、どのくらいになっているんでしょうか。

会長

今日は係長が急用で休んでおりまして資料が手元にございませんで概約で申し上げますと、高平・麦生・原。数にすると貸手は原で 40 数名ほど、借手が 13 名ほど担い手に集積しています。麦生も貸手が 30 数人とかですね。北部では永田があがってきていますね。

計画については以上のようになっておりますが、皆さん方からご意見やご質問などございませんか。

(「ありません。」の声あり)

それでは平成 28 年度の活動計画(案)について、承認いただけますか。

(「はい。」の声あり)

続きまして 40 ページです。議案第 6 号、下限面積の設定について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 6 号。下限面積(別段面積)の設定について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部についてこれらの面積の範囲

事務局長

内で別段面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について審議することになっております。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第 17 条第 1 項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由：2010 年農林業センサスで、管内の農家で 30a 未満の農地を耕作している農家が全体農家数の約 4 割であるため。

（2）農地法施行規則第 17 条第 2 項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由：平成 26 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 14.2% と高いが、現在の 30a の下限面積でも本町の農業形態から新規参入者を阻害している要因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても現在の農業を取り巻く情勢の中で新規参入者等の増加が望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり、遊休地解消にはつながらず、農業政策に混乱を招く恐れがある。

ということであります。

ご検討よろしく願いいたします。

会長

皆さんご承知のように、下限面積というのは都府県で 50a、北海道で 2ha なんですが、市町村の農業委員会ごとに設定をすれば、それを下限面積として認めます。という内容でして、屋久島町は合併の折に 30a に設定してあるんですが、これを国は『毎年見直しをなささい。』ということにしております。変更してもしなくても、確認をなささいということです。毎年皆さんに提案をしているところです。見直す場合についても、市町村の裁量でできる仕組みになっておりますが、それなりの根拠が必要です。

農地の実態、下限面積に満たないために貸借で下限面積を満たすという事例が出てくるんですが、新規就農者の妨げになっているというよりも、むしろ資産目的で名義を変えるという場合に使われるケースが多いというふうにみています。

屋久島町のように耕作放棄地が多いところでは引き下げが可能なんですが、それによって新規就農者が増えるかというところを見た時にそれはあまり期待できない。屋久島で 30a で農業経営が成り立つのかという疑問の方が大きいということで、30a の変更は行わないという形での提案をさせていただいております。

このことについて皆さん方からご意見をいただきます。

いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

異議ありませんの声でございますが、屋久島町の下限面積は 30a という事に設定してよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時20分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

6番

7番

平成28年4月21日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久